５　年　保　存 令和８年３月31日満了

ＦＮｏ．－01010802
崎安（子女）第　２　号
崎広（広）第６０号
崎人（児）第　３　号
崎捜一（特）第１１号
崎組（特詐）第　３　号
崎交企（安）第４５号
令和３年３月２９日

各所属長　殿

長崎県警察本部長

情報提供システム「安心メール・キャッチくん」の運用について（通達）

情報提供システム「安心メール・キャッチくん」については、「情報提供システム「安心メール・キャッチくん」の運用について（通達）」（令和２年７月２日付け崎人(子)第14号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、生活安全部の組織改編に伴い運用要領の一部を見直し、令和３年３月29日から施行することとしたので、各所属にあっては下記事項に留意し、引き続き実効ある運用に努められたい。

なお、旧通達については、令和３年３月28日限りで廃止する。

記

１　運用の目的

県民に対して情報配信の対象となる情報を迅速に提供することにより、県民の自主防犯意識の高揚、地域における効果的な防犯パトロール等自主防犯活動の促進、行方不明者発見活動に対する県民の協力の促進、交通事故の抑止等を図り、もって、県民の安全の確保並びに犯罪及び交通事故の抑止に資することを目的とする。

２　情報配信の対象となる情報及び警察本部主管課

(1) 先制・予防的活動対象事案の発生に関する情報（生活安全部生活安全企画課）

子供（20歳未満）及び女性（年齢による制限無し）に対する声掛け事案等並びに痴漢行為、性的欲求に基づくのぞき行為等法令に違反する事件の発生に関する情報であって、原則として発生の日から３日以内のもの

(2) 重要又は特異な事案の発生に関する情報（生活安全部生活安全企画課）

通り魔事件、刃物を把持した不審者の徘徊事案等重要又は特異な事案の発生に関する情報であって、被疑者未検挙等の事由により、県民の安全を確保するため早急に提供する必要のあるもの

(3) 特殊詐欺の発生及び被害防止に関する情報(生活安全部生活安全企画課)

特殊詐欺及びその予兆と思料される電話勧誘等高齢者が被害に遭う可能性のある事件・事案等の発生並びにその被害防止に関する情報

(4) 犯罪傾向を踏まえた自主防犯活動に役立つ情報(生活安全部生活安全企画課)

県内等の窃盗事件の連続発生等を踏まえた地域における防犯パトロール等県民の自主防犯活動に役立つ情報

(5) 行方不明者事案に関する情報（生活安全部人身安全対策課）

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第２条第２項に規定する特異行方不明者に関する情報であって、情報配信を行うことにより、行方不明者本人の権利・利益が不当に侵害されるおそれのないもの

(6) 交通事故防止等に関する情報（交通部交通企画課）

交通死亡事故の発生、交通死亡事故多発警報（高齢者交通死亡事故多発警報を含む。）の発令及び交通安全運動の実施に関する情報

３　情報配信の手順

(1) 事案認知時の措置

ア　警察署における措置

警察署は、２(1)から(5)までに掲げる情報の対象事案を認知した場合は、速やかに当該事案に係る警察本部主管課（以下「本部主管課」という。）に対し報告を行い、所定の様式により情報配信を依頼すること。

ただし、２(1)から(4)までに掲げる情報について、宿日直時間帯に情報配信の依頼をする場合は、警察本部捜査・生活安全当直に対して事案認知の報告及び情報配信の依頼をすること。

イ　本部主管課における措置

警察署から情報配信の依頼を受けた本部主管課は、情報配信の適否及び配信内容について検討を行い、情報配信することが適当と認めた場合は、別に定める情報配信要領に基づき情報配信を行うこと。

(2) 事案解決時の措置

ア　警察署における措置

「安心メール・キャッチくん」による情報配信を実施した警察署は、情報配信した行為者の逮捕検挙又は指導・警告等により解決した場合若しくは特異行方不明者が発見された場合は、速やかに本部主管課に報告の上、事案解決等に関する情報配信を依頼すること。

イ　本部における措置

警察署から事案解決に関する情報配信の依頼を受けた本部主管課は、情報配信することが適当と認めた場合は、別に定める情報配信要領に基づき情報配信を行うこと。

４　指導・教養及び情報管理の徹底

本部主管課の所属長は、配信する情報の誤送信、不必要な情報の誤配信等を防止するため、所属職員に対する指導・教養及び情報の管理を徹底すること。

5　広報活動の強化

警察職員は、会員を広く募集するため、防犯講話、各種会議、ミニ広報紙の配布等あらゆる警察活動を通じて、本システムの有用性について広報を行うよう配意すること。特に管内の学校、自治体、防犯・交通ボランティア等関係者に対しては、積極的に広報を実施すること。

6　留意事項

(1) 事案内容の検討

情報配信により当該事案について報道される可能性のあることにも留意し、事件に関連する場合は本部事件主管課と捜査上の支障の有無を十分検討すること。

特に、事件性を否定できない行方不明事案については、届出人が情報配信を希望している場合であっても、その適否について、警察署と本部主管課で十分検討して判断すること。

(2) 被害者等の承諾

警察署は、被害者（被害者が未成年者の場合は、その保護者等）に対して情報配信の趣旨を説明し、その承諾を得て行うこと。